HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	雑報
Citation	北大法学論集, 33(1), 283-287
Issue Date	1982-07-05
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/16393
Type	bulletin (other)
File Information	33(1)_p283-287.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

雑　報

北海道大学法学部法学会記事

○昭和五七年一月二八日（木）午後一時半―五時

「現代法理解と法人類学」

報告者　都立大学教授　千葉正士氏

出席者　二〇名

千葉教授は、詳細なビブリオグラフィを配布されたうえで、講演を展開された。以下は、教授ご自身が作成された講演要旨である。講演後、法人類学における西欧法の概念をはじめとする多様な論点をめぐって、議論が交わされた。

現代法と法人類学とについては、それぞれいくつかの用法があるが、ここでは「現代世界の法」および「文化としての法の研究」と広く理解しておきたい。

法人類学といわれる研究分野は、六〇年代まではもっぱら人類学者による未開法の研究であったと言ってよい。マリノウスキー、ホーベル、グラックマンなどの業績が、これを代表する。その中で最も主要なテーマとなったのは紛争処理手段だった。これがアメリカの政治学者や法学者の関心をひき、法人類学が西欧の社会科学に登場した。そして七〇年代には、問題は未開社会というより第三世界の現代的課題に発展し、法における西欧文化と非西欧文化との関係が基本的な主題となってきた。

紛争および紛争処理手段は、引続き大きな関心をひいた。未開社会からの報告も豊富となったが、注目されることは、ガリヴァー、エーベル、ロバーツらのような理論化の志向が出てきたこと、西欧社会についても公式の裁判制度以外の非公式の紛争処理手段が注目されていること、およびマルキスト学者の発言も目立つこと、などである。

いわば開発法研究とでも言ってよい動向が、善意の法学者の発想により途上国の開発法のために一しきりさかんとなったが、その視点は西欧法の観念を基準とするものであったので限界があり、ごく最近には「第三世界法学」の独自性を唱える傾向に移っている。

心ある学者は、これを法の問題よりも文化の問題として理解し、法文化の問題性と概念が定着するにいたった。フリードマンやブラックの仕事が、この方向を開こうとしている。

多元的法体制（リーガル・プルアラリズム）の概念は、第三世界諸国における実定法制度と固有文化との相関・相剋を前提としてうまれた。フーカーらの仕事はこれを国家法の側から見るもの、そして新しい国際人類学会（正確には国際人類学民族学連合所属フォークロー・非公式法協議会）は文化と密着したフォークローの側から追うものと、言えよう。

未開社会の紛争処理手段と多元的法体制の問題は、現代西欧社会

においてもそれらに類するものを求める関心を誘った。最近のオールターナティヴの議論は、その現われである。

法人類学の概念を最広義に解すると、以上のような方向に研究が進展してきた。この方向は今後当分の間継続するとともに、それにともなう理論的・方法論的問題が展開することだろうと予想される。法学の西欧文化性、法の本来的限界、紛争と秩序の互換性などの問題意識に、それがほのみえる。われわれ日本人としては、いわゆる日本人の法意識や、アジア諸法の特質特に宗教思想との関係などの問題を、文化理論たとえば記号論などを応用して解明を試みることが課題とされよう。同時に、法人類学と言うにたりる特殊の対象と方法を確定できるか、それが困難だとするとどういう科学に発展してゆくかなどの問題も、あらわれるだろう。

○昭和五七年二月一二日（金）午後一時半―五時

「憲法学史上の畸人――上杉慎吉――」

報告者　東京大学教授　長尾龍一氏

出席者　二八名

報告者の長尾龍一教授は、最近、『日本法思想史研究』（創文社、一九八一年）を公刊されたが、そのなかに収録されている「上杉慎吉伝」は、第二次大戦前の憲法学上の一大論争であった「天皇機関説論争」の一方の旗頭上杉慎吉の学説形成を、生い立ち、留学体験、日本の政治状況とのかかわりで、実証的に解明した力作である。本講演では、その内容を敷衍しながら、わが国の思想史、憲法学説上における上杉慎吉の特徴を明らかにした。討論では、上杉が留学によってラーバント流の法実証主義から国体論へ変った理由、彼が留学した一九〇六年から一九〇九年頃のハイデルベルクやベルリンの思想状況、日本の思想家が留学中「回心」することの意味などについて意見が交換された。

○昭和五七年二月二六日（金）午後一時半―四時半

「自己決定の法理」

報告者　横浜国大教授　山田卓生氏

出席者　二八名

自己のみに関連する事柄について、他人からの干渉を受けず自分で決定することができるという、自己決定の原理は、あらゆる自由の基本にある。J・S・ミルは「自由論」（一八五九年）のなかでこのことを明確にのべているし、ブランダイス裁判官の「一人にしておいてもらう権利」（right to be let alone）も、その古典的表現である。

ところが国家機能の拡大とともに、個人に判断をまかせず、パターナリスティックな干渉がふえてくる。「成熟した判断能力」（ミル）を備えない者については、本人保護のための干渉が必要であるが、十分な判断能力ある者についても、直接間接の干渉が行われている。近時アメリカ合衆国では、プライヴァシーの権利を根拠にして、

私事における自己決定権が論じられているが、わが国でも同様の問題が意識されつつある。

他人に関連しない私事というのは、厳密にはありえないが、それでも他人に害悪を与えない私事は数多くある。服装、髪形からはじまって、結婚、同棲、離婚といった人間関係、ヘルメット着用、シートベルトの強制、危険なスポーツ等においても、自己決定の尊重が問題になる。さらに、生むか生まぬか、治療をうけるか否か、死を選ぶか否かについても、本人の意思を尊重するか否かが問題になる。こうした問題を考えるにあたっては、個々の問題の特殊性を考慮する必要もあるが、共通するものとして、自己決定権が問題になる。

プライヴァシーの主張には、自己表現、威厳、責任ある生き方などの個人主義的な考え方があるが、奇をてらうものとか、ナルシシズムといった批判もある。これに対する干渉の論理は、本人自身ではベスト・インタレストを判断できないといった保護者的な考え方から、文字通りのおせっかい的な考え方もある。法律上こうした自己決定権をどのように根拠づけるかが問題になり、アメリカでは盛んに議論されている。憲法上のプライヴァシー権、幸福追求権、さらには表現の自由などがあげられている。わが国でも、種々の問題について、自己決定権をより自覚した議論が必要であり、そのためにその法理の基礎づけが行われるべきであろう。

なお、参照、山田・私事と自己決定・法学セミナー一九七九年四月号～一九八〇年一一月号。

（山田卓生）

○昭和五七年三月一八日（木）午後二時―五時

「日米経済摩擦の政治学的分析」

報告者　イエール大学準教授　佐藤英夫氏

出席者　二七名

佐藤英夫氏は、ＩＣＵ卒業後アメリカに留学し、シカゴ大学で博士号を得たあと、ブルッキングズ研究所を経て、現在はイエール大学で教育・研究にあたっている、気鋭の国際政治学者・比較政治学者である。講演要旨は、左記の通りである。

貿易関係の悪化が日米関係一般に及ぼす悪影響としては、三点を挙げることができる。第一に、ささいな問題が他のより重要な問題に同時的に影響するスピル・オーヴァー・イフェクトがある。その一例は、沖縄返還交渉に対する繊維問題のインパクトである。第二に、政策担当者がささいな問題にとらわれてより重要な問題に取り組めなくなるオーヴァーロード・イフェクトがある。第三に、後続する問題の解決に悪影響を及ぼすアフター・イフェクトがある。

現在の日米経済摩擦は、それらの悪影響を持ちうる点において無視しえないものであるが、それには、以下のような特徴がある。

第一に、日米貿易関係が質・量ともに大きな変化を遂げたことを背景としている。その変化は、貿易の絶対量、貿易収支、輸出入物資の構成のすべてにおいて現れている。

第二に、日米経済政策の違いを反映している。巨大な国内市場を持つアメリカでは、政府が積極的な輸出政策を持つことがなく、輸

入に対しても個別問題に受動的に対応してきたにすぎないのに対して、自然資源が乏しい日本では、政府が輸出を振興し、輸入に対しては外貨割当をテコとする制限を行ってきた。

第三に、日米間に特有の親分・子分的心理がある。そのため、アメリカは、日本が追いついたことを正当な努力の結果として理解しないし、日本は、アメリカ国内の窮状を正しく理解することができない。

第四に、経済成長率、生産性、貯蓄率などの伸び方において、日本が相対的に優っており、そのことに対してアメリカが警戒心を持っている。

第五に、日米関係を取り巻く国際環境が変化した。冷戦状況では、アメリカは、同盟関係維持のため外交と経済をリンクさせ、アメリカ市場の開放と他国の保護主義というアンバランスな関係を容認していたのに対して、現在では、外交政策の観点から国内の圧力を抑えることが困難になっている。占領時代からダレス外交を経て、ケネディ・ラウンド、ニクソン政権に至る繊維問題の取り扱いの変化は、この点を例証している。

繊維のようなささいな問題が、長官・大臣を交渉担当者とし、大統領・首相をも巻き込みながら、対敵貿易法の適用すら議論される大問題として、交渉に二年半を要する事態に発展したのはなぜかを明らかにするためには、官僚モデルによって、具体的な政策決定過程を分析しなければならない。同じことは、鉄鋼や自動車をめぐる最近のケースについても言うことができる。（佐藤氏は、ここで、繊維、鉄鋼、自動車のケースを、詳細に比較検討した。内容については、デスラー・他『日米繊維紛争』日本経済新聞社（一九八〇）と、Destler & Sato (eds.), Coping with U.S.-Japanese Economic Relations, Lexington Books, 1982 を見よ。）最も危険なのは、統合的視点を欠く状況で、異る利害関係を持つ多数の者が政策決定過程に影響を与え、政策が非合理的決定の重複の結果にすぎないものになる、という可能性である。

現在のアメリカは、新自由貿易主義を掲げて、同盟国に対しては市場開放を要求しながら、同盟国からの輸入に対しては公正な貿易を唱えて、保護主義を強めつつある。国内圧力への対応を決めてから相手国に要求を突きつけるという状況であるが、これに対して相手国もナショナリスティックに反応するならば、きわめて危険な事態になろう。

日本にとって必要なことは、まず、アメリカの国内事情を理解することである。続いて、より整合的、積極的で、視野の広い外交政策を形成し、アメリカとの協議に臨む必要がある。政策の選択は、相互の違いの確認のうえになされるべきである。交渉の過程では、あいまいな態度は避けなければならない。アメリカの主張をはじめから認めたかのように理解され、その印象を悪用される危険がある。その反面で、アメリカの主張を圧力として国内に伝え、ナショナリスティックな反応をかき立てる方向で利用することも避けなければならない。社会科学者は、ニュートラルな、しかし具体的政策にとってレレヴァントな研究を行うことによって、政策形成過程の

改善に寄与することをめざすべきである。

日米賢人会のスタッフとしての経験をも踏まえた以上の報告に続いて、官僚モデルの有効性、危機、スピル・オーヴァー・イフェクト、その他の概念の問題、処方としての提案の有効性、経済的イッシューとイデオロギー的要素のからみ合い、日米関係が敵対関係に転化する可能性、その他、多様な論点をめぐる活発な、しかも緊張にみちた討論が行われた。